

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)4月 1日作成)

法令名	農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律
根拠条項	第6条第1項
許認可等の種類	農協の市町村農業会に対する資産の譲渡等の協議の認可
法令の定め	<p>農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律 (昭和22年11月19日法律第133号)</p> <p>第6条 市町村農業会の会員たる者の一部を組合員とする農業協同組合は、行政庁の認可を受けて、当該市町村農業会に対し、その資産の譲渡又は債務の引受に関する協議を求めることができる。</p> <p>2 前項の場合において協議が調わないとき、行政庁は、当事者又はその一方の申請に因り、当事者の意見を聴き、当該市町村農業会に対し、譲渡の条件を定めてその資産の譲渡を命ずることができる。</p> <p>3 前2項の規定により市町村農業会の譲渡する資産の額の当該市町村農業会の資産の総額に対する割合は、当該市町村農業会の会員の持分の総額のうち、当該市町村農業会の会員で当該農業協同組合の組合員たるものの持分の額の占める割合を超えてはならない。</p> <p>4 第1項の規定による認可又は第2項の規定による命令の取消又は変更を求める訴は、当該認可又は命令を受けた日から1箇月を経過したときは、これを提起することができない。</p> <p>5 第2項乃至前項にの規定するものの外、第1項の規定施行に関し必要な事項は、政令でこれを定める。</p> <p>農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律施行に関する政令 (昭和22年12月24日公布)</p> <p>第8条 3 法第5条第1項及び法第6条第1項第2項の行政庁は、都道府県知事又は特別市の市長とする。</p>
審査基準 標準処理期間	処分実績がないことから、当面は審査基準及び標準処理期間は設定しない。
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)
申請先	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部農業経営局農業経営課組合指導係 (電話番号：011-231-4111(内線27-262))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudukijourei.html)

法令名	農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律
根拠条項	第6条第1項
許認可等の概要	農協の市町村農業会に対する資産の譲渡等の協議の認可
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定(未設定イ) <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定(未設定ロ・ハ)
標準処理期間未設定の理由	処分実績がなく、審査基準が設定できていないため、審査事務に要する期間が想定できず、標準的な期間の設定が困難なことから、設定していない。
担当部課	農政部農業経営局農業経営課
担当	組合指導係 (内線: 27-262)